

川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）施設利用許可申請事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）の施設の利用許可申請のため必要な事項を定めるものとする。

2 ホールの利用許可申請取扱手順

ホールの利用許可申請を希望する者は、利用許可申請前において、次に掲げる事項に従い取り扱うものとする。

（１）ホール抽選申込票は、次により受付けるものとする。

《申込受付方法》

①「申込受付日時」

利用日の属する月の１２月前の初日（毎月１日、１月は４日）の午前９時１５分～３０分までの間

②「申込受付期間」

利用日の属する月の１２月前の１月分

③「申込資格」

個人で使用するときは川崎市在住者、団体で利用するときは、主催する団体の所在が川崎市内にあるもの。

④「申込日数の制限」

申込みのできる日数は、１月のうち１人（１団体）３日間までとする。ただし土曜日及び日曜日は各１日とする。（要綱第４条第２項規定事項）

（２）利用許可申請者は、次により決定するものとする。

《利用許可申請者の決定方法》

①「申込受付状況の開示」

受付終了後、「受付一覧表」にて申込状況を開示する。

②「抽選前の利用許可申請者の決定」

「受付一覧表」にて申込状況を開示した結果、利用希望日に申込みが１人（１団体）のみの場合は、当該申込み者を利用許可申請者として決定するものとする。

③「抽選前の調整」

「受付一覧表」にて申込状況を開示した結果、既に利用許可申請者が決定された日を除く、複数の利用希望に申込みをしたものについて、１回に限りその利用希望日の変更を認めるものとする。

④「予備抽選と本抽選」

抽選は、まず本抽選をする順番を決定する予備抽選を行い、次に本抽選を行い利用許可申請者を決定するものとする。

⑤「２回目以降の抽選受付」

本抽選終了後、利用許可申請者が決定した後、「受付一覧表」において、さらに利用が可能な日があり、当該利用許可申請の申し出がなされた場合には、２回目の抽選申込みを受付けた後、抽選を行うものとする。なお２回目の抽選等も１回目と同様に取扱うものとする。

⑥「抽選終了後の利用許可申請」

抽選がすべて終了した後は、受付書の提出がなされた順で受理するものとする。

３ 大会議室、和室の利用許可申請取扱手順

大会議室、和室の利用許可申請について、利用日の属する月の６月前の日の午前８時３０分において、当該利用希望日に複数の申請の申し出がなされた場合には、次に掲げる事項に従い取り扱うものとする。

（１）利用許可申請者は、次により抽選により決定するものとする。

《利用許可申請者の決定方法》

①「予備抽選と本抽選」

抽選は、まず本抽選をする順番を決定する予備抽選を行い、次に本抽選を行い利用許可申請者を決定するものとする。

②「抽選終了後の利用許可申請」

抽選が終了した後は、利用許可申請は、受付書の提出がなされた順で受理するものとする。

４ 第１会議室、第２会議室、第３会議室の施設の利用許可申請取扱手順

「ふれあいネット」によるもののほか、利用許可申請は、受付書の提出がなされた順で受理するものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成１８年９月１日より施行する。